

唐津市公告

唐津エリアにおけるアドベンチャーツーリズム市場をターゲットとしたサイクリングツアーの造成・流通環境整備業務委託に係るプロポーザル手続開始の公告について

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、公募に関し必要な事項は、別紙唐津エリアにおけるアドベンチャーツーリズム市場をターゲットとしたサイクリングツアーの造成・流通環境整備業務に係る企画提案募集要領のとおりとする。

令和6年5月1日

唐津市長 峰 達 郎



1 業務概要

(1) 業務名 唐津エリアにおけるアドベンチャーツーリズム市場をターゲットとしたサイクリングツアーの造成・流通環境整備業務

(2) 業務の目的

本業務は、専門家の監修による一貫したテーマとストーリーでつながれた、初心者から上級者まで参加できるアドベンチャーツーリズム（以下「AT」※という）のコース造成、ストーリーを伝えるガイドの育成並びに、造成した旅行商品の流通環境整備を行うもの。

(3) 業務内容

サイクリングツアーを用いたATコースの造成並びに流通環境の整備

(ア) 欧米豪旅行者向けのATコースの造成

(イ) 受入環境整備

(ウ) 旅行商品流通環境整備

(エ) 業務の分析・考察、報告書等の提出

(4) 履行期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

2 参加資格

参加できる者は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれにも該当しない者とする。なお、参加者が連合体であるときは、その構成員の全てが次のアからエまでに掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

ア 第一種旅行業（観光庁長官登録旅行業）の資格を有しない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当する者

ウ 次の申立てがなされている者

(ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

エ 国税及び地方税の滞納者

オ 次に該当する者

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 失格事由

- (1) 参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (3) 他の応募者と共謀したとき。
- (4) 唐津エリアにおけるアドベンチャーツーリズム市場をターゲットとしたサイクリングツアーの造成・流通環境整備業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員への働きかけ等審査の公平性を害する行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、失格に当たる事由があると審査委員会が判断したとき。

4 プロポーザルの審査方法

(1) 審査主体

プロポーザルの審査及び選考に当たっては、審査委員会において行う。

(2) 第一次審査

提出書類について審査委員会が審査を行い、参加者の中から第二次審査参加者を5者程度選定する。なお、参加者が5者以内の場合は、一次審査を省略する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第二次審査参加者による企画提案等についてのプレゼンテーションに対して審査委員会がヒアリングを実施し、最優秀者1者及び優秀者1者を特定する。

5 結果の通知

審査の結果については、全ての参加者に通知する。

6 結果の公表

第二次審査結果については、市のホームページで公表する。

7 手続等

(1) 事務局

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号
唐津市 地域交流部 観光文化課

電話番号 0955-72-9127

ファックス番号 0955-72-9182

電子メール kankou@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ <http://www.city.karatsu.lg.jp>

(2) 本プロポーザルに係る書類等の取得

ア 取得方法

本プロポーザルに係る書類等は、唐津市ホームページにおいてダウンロードすること。

イ 取得開始日

令和6年5月1日（水）から

(3) 提案書等の受付

ア 参加意思表明書の提出期限

令和6年5月21日（火）午後5時まで

イ 参加意思表明書の提出方法

事務局へ電子メール、持参又は郵送（持参する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送の場合は令和6年5月21日（火）午後5時00分必着とする。）

ウ 提案書等の提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時まで

エ 提案書等の提出方法

事務局へ電子メール、持参又は郵送（持参する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送の場合は令和6年6月21日（金）午後5時00分必着とする。）

(4) 審査実施予定日

ア 第一次審査（非公表）

令和6年5月22日（水）

イ 第二次審査（非公表）

令和6年6月28日（金）（場所及び時間は、別途通知）